# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

#### ▶12~15歳の方の接種券の送付のご案内

- ・9月1日(水)に接種券を送付しました。
- ・8月末時点で12~15歳のお子さんが対象です
- ※これから12歳になるお子さんには、12歳の誕生日の翌月に順次接種券を送付します。
- ※接種できない医療機関や日程があります。必ず町ホームページをご覧ください。



8月31日(火)現在で、**1回目接種完了者が18,036人(54.4%)、2回目が13,869人(41.8%)**です。 今後も町内の医療機関の協力を得ながら、接種を進めていきます。

【詐欺にご注意ください】ワクチン接種は無料です。金銭を求めることはありません。 個人情報を電話や電子メールなどで求めることもありません。

問 新型コロナウイルスワクチン接種事業推進本部 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

### 浄化槽は正しく管理しましょう

10月1日(金)は「浄化槽の日」です。浄化槽は、微生物の働きで汚水を処理する施設であり、私たちに 快適な生活をもたらしてくれます。しかし、浄化槽を正しく管理しないと、河川や海などの汚染や悪臭の 原因になります。

#### (浄化槽の所有者の義務)

①保守点検・清掃

毎年、法律で定められた回数受けること。

②法定検査

毎年1回受けること。

**〈 浄化槽を正しく使うために・・・** 

- ・ブロワの電源は絶対に切らない。
- 天ぷら油や生ごみなどは流さない。
- ・保守点検や清掃、法定検査は毎年必ず受ける。

【浄化槽に関する問い合わせ】 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 ☎0940-36-2475 財団法人福岡県浄化槽協会 ☎947-1800

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

### ごみは決められたルールで出しましょう ~不法投棄は犯罪です~

9月24日(金)~30日(木)の1週間は、「県下一斉ごみの不法投棄防止週間」です。 ごみをみだりに投棄することは法律で禁止されており、5年以下の懲役もしくは1000万円 以下の罰金又はその併科に処せられる重大な犯罪行為です。

また、不法に投棄されたごみであっても、投棄者が不明の場合はその土地の所有者(管理者) が処分しなければなりません。繁茂し過ぎた草木を定期的に刈るなどして、不法投棄されにく い環境を整備しましょう。

不法投棄を目撃・発見した方は、次の問い合わせ先へご連絡ください。

問 粕屋警察署 ☎939-0110

環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



宇美町からのお知らせ



## 令和2年度 ふるさと宇美町応援寄附金

「ふるさと宇美町応援寄附金制度」にて、総勢53,517件、総額680,505,000円の寄附をいただきました。

寄附の使途	件数	寄附の金額
町制施行100周年・未来・賑わい創生事業	4,649件	60,289,000円
子育て・教育環境整備事業	36,552件	460,678,000円
健康増進・福祉の充実事業	2,109件	27,608,000円
自然環境の利活用・都市基盤の整備事業	2,177件	28,171,000円
宇美八幡宮保育園園舎焼失復旧・再建事業	5,405件	67,036,000円
その他町長が指定する事業	2,625件	36,723,000円
合計	53,517件	680,505,000円

#### 令和2年度の事業を抜粋して紹介します

#### ▶町制施行100周年・未来・賑わい創生事業

- ・子どもの夢をテーマに、100周年のバルーンリリースと関連 付けたPR動画を作成しました。
- ・町制施行100周年である令和2年10月に「新修 宇美町誌」 を刊行しました。

#### ▶子育て・教育環境整備事業

- ・外国語指導助手(ALT)の体制を拡充し、各学校へ派遣しま
- ・GIGAスクール構想の早期実現に向け、小中学校内の通信 ネットワークなどの整備を行いました。
- ・老朽化していた小中学校の校舎や体育館の改修工事を行いま

#### ▶健康増進・福祉の充実事業

・地域の運動習慣を定着させ、健康寿命の延伸を図るために、 スロージョギング教室を開催しました。

#### ▶自然環境の利活用・都市基盤の整備事業

- ・公園の維持管理や遊具の新設などを実施、町民の交流・憩い の場の環境整備を行いました。
- ・町内の道路の改良工事や橋のメンテナンスを行いました。

#### ▶宇美八幡宮保育園園舎焼失復旧・再建事業

・保育園の園舎が火災で焼失してしまったため、園舎の再建を 行っています。

#### ▶町長が指定する事業

・地域の情報拠点及び読書活動の推進を図るため、本、CD、D VD、雑誌などの購入を行いました。

皆さんからのご寄附や、たくさんの応援に心から感謝します。 誠にありがとうございました。

問 まちづくり課 商工観光係 ☎934-2370 FAX934-2371



# まちづくりに関する 町民意識調査にご協力を

町では、平成27年3月に町の全ての計画の基本となる第6次宇美町総合計画(計画期間:平成 27年度~令和4年度の8年間)を策定し、町の将来像を「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・ 宇美」と定め、その実現に取り組んでいます。

この度、令和3年度から2か年をかけて新たに第7次宇美町総合計画を策定することになりまし た。そこで、行政施策などを検討する基礎資料とするため、町民の皆さんの意見をお聞かせいただ きたく、町民意識調査を実施します。

象 18歳以上の町民の中から無作為で抽出した3,000人

▶ 発送時期 9月下旬以降

▶郵 送 物 「まちづくり課」と記載した封筒に、アンケート用紙と返信用封筒を同封 ※同封の案内文に沿って、記入・返信してください。

対象の方々は、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の目的、趣旨をご理解のうえ、ご協力をいた だきますようお願いします。

※この調査は統計的に処理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

問 まちづくり課 まちづくり政策係 ☎934-2370 FAX934-2371

広報 うみ 2021年9月号 広報 うみ 2021年9月号 6